

令和6年度岩手県一般会計予算

令和6年度岩手県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ732,217,110千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		千円 126,538,000
	1 県 民 税	37,682,000
	2 事 業 税	27,707,000
	3 地 方 消 費 税	23,595,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,356,000
	5 県 た ば こ 税	1,478,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	254,000
	7 軽 油 引 取 税	13,208,000
	8 自 動 車 税	18,143,000
	9 鉦 区 税	16,000
	10 狩 猟 税	14,000
	11 産 業 廃 棄 物 税	83,000
12 旧 法 に よ る 税	2,000	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		63,757,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	63,757,000
3 地 方 譲 与 税		25,922,000

	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	22,259,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,141,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	89,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	204,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	193,000
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	36,000
4 地 方 特 例 交 付 金		3,723,663
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,723,663
5 地 方 交 付 税		221,699,077
	1 地 方 交 付 税	221,699,077
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		346,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	346,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,330,950
	1 分 担 金	284,241
	2 負 担 金	1,046,709
8 使 用 料 及 び 手 数 料		7,245,004
	1 使 用 料	5,373,627
	2 手 数 料	1,871,377
9 国 庫 支 出 金		92,445,133

	1 国 庫 負 担 金	40,619,618
	2 国 庫 補 助 金	50,520,094
	3 委 託 金	1,305,421
10 財 産 収 入		888,530
	1 財 産 運 用 収 入	186,546
	2 財 産 売 払 収 入	701,984
11 寄 附 金		368,523
	1 寄 附 金	368,523
12 繰 入 金		23,865,844
	1 特 別 会 計 繰 入 金	997,965
	2 基 金 繰 入 金	22,867,879
13 繰 越 金		1,800,000
	1 繰 越 金	1,800,000
14 諸 収 入		118,314,719
	1 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料 等	124,882
	2 預 金 利 子	3,252
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	10,300,100
	4 貸 付 金 元 利 収 入	101,044,135
	5 受 託 事 業 収 入	708,982

	6 収 益 事 業 収 入	2,936,686
	7 雑 入	3,196,682
15 県 債		43,972,667
	1 県 債	43,972,667
歳 入	合 計	732,217,110

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		千円 1,423,208
	1 議 会 費	1,423,208
2 総 務 費		30,335,709
	1 総 務 管 理 費	12,422,966
	2 企 画 費	1,372,098
	3 徴 税 費	5,302,099
	4 地 域 振 興 費	6,442,680
	5 選 挙 費	53,118
	6 復 興 防 災 費	1,532,732
	7 統 計 調 査 費	490,554
	8 文 化 ス ポ ー ツ 費	2,295,916
	9 人 事 委 員 会 費	177,609
10 監 査 委 員 費	245,937	
3 民 生 費		92,528,519
	1 社 会 福 祉 費	65,569,033
	2 県 民 生 活 費	1,280,443
	3 児 童 福 祉 費	22,858,257

	4 生 活 保 護 費	2,620,387
	5 災 害 救 助 費	200,399
4 衛 生 費		21,444,332
	1 公 衆 衛 生 費	4,113,339
	2 環 境 衛 生 費	8,996,195
	3 保 健 所 費	1,157,174
	4 医 藥 費	7,177,624
5 勞 働 費		2,715,004
	1 勞 政 費	572,668
	2 職 業 訓 練 費	2,019,266
	3 勞 働 委 員 会 費	123,070
6 農 林 水 産 業 費		54,552,756
	1 農 業 費	16,194,903
	2 畜 産 業 費	3,259,272
	3 農 地 費	15,532,182
	4 林 業 費	12,764,220
	5 水 産 業 費	6,802,179
7 商 工 費		105,669,588
	1 商 工 業 費	105,207,943

	2 観 光 費	461,645
8 土 木 費		60,808,049
	1 土 木 管 理 費	5,428,840
	2 道 路 橋 り よ う 費	36,680,625
	3 河 川 海 岸 費	12,853,531
	4 港 湾 費	1,689,331
	5 都 市 計 画 費	2,333,600
	6 住 宅 費	1,822,122
9 警 察 費		29,838,483
	1 警 察 管 理 費	26,753,639
	2 警 察 活 動 費	3,084,844
10 教 育 費		137,021,874
	1 教 育 総 務 費	17,748,519
	2 小 学 校 費	37,156,231
	3 中 学 校 費	23,651,951
	4 高 等 学 校 費	31,995,265
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,103,006
	6 社 会 教 育 費	3,369,875
	7 保 健 体 育 費	565,695

	8 大 学 費	4,006,010
	9 私 立 学 校 費	6,425,322
11 災 害 復 旧 費		11,970,846
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,209,125
	2 商 工 勞 働 観 光 施 設 災 害 復 旧 費	171,241
	3 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	10,560,480
	4 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	30,000
12 公 債 費		91,413,598
	1 公 債 費	91,413,598
13 諸 支 出 金		92,195,144
	1 公 営 企 業 貸 付 金	10,300,000
	2 公 営 企 業 負 担 金	23,015,887
	3 地 方 消 費 税 清 算 金	23,540,137
	4 利 子 割 交 付 金	33,727
	5 配 当 割 交 付 金	337,669
	6 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	334,089
	7 法 人 事 業 税 交 付 金	1,938,641
	8 地 方 消 費 税 交 付 金	31,995,153
	9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	177,582

	10 自動車取得税交付金	948
	11 環境性能割交付金	521,311
14 予備費		300,000
	1 予備費	300,000
歳出	合計	732,217,110

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
1 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務（グリーンボンド）	令和6年度から令和16年度まで	令和6年度の共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）に係る債務負担総額135,000,000千円から、本県負担額1,000,000千円を控除して得た額及びその約定利息に相当する額
2 防災行政情報通信ネットワーク整備事業	令和6年度から令和7年度まで	999,000千円
3 庁内基幹業務システム整備事業	令和6年度から令和9年度まで	1,320,000千円
4 福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（県民生活総務）	令和6年度から令和7年度まで	9,000千円
5 いわて県民情報交流センター管理運営	令和6年度から令和7年度まで	2,000千円
6 産業廃棄物処理施設整備事業促進	令和6年度から令和7年度まで	305,000千円
7 福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（社会福祉総務）	令和6年度から令和7年度まで	80,000千円
8 いわてリハビリテーションセンター設備整備	令和6年度から令和7年度まで	89,000千円
9 岩手県信用保証協会が行う中小企業再生支援に係る融資についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和6年度から令和23年度まで	損失補償総額100,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
10 岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和6年度から令和18年度まで	損失補償総額8,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては元本の10パーセント以内、普通保険を付した場合にあっては元本の15パーセント以内に相当する額以内
11 岩手県信用保証協会が行う中小企業東日本大震災復興資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和6年度から令和23年度まで	損失補償総額15,000千円を限度とし、日本政策金融公庫の無担保保険を付した場合にあっては、元本の4パーセント以内に相当する額以内

12	岩手県信用保証協会が行う新型コロナウイルス感染症対策資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償	令和6年度から令和18年度まで	損失補償総額75,000千円を限度とし、元本の6パーセント以内に相当する額以内
13	若者・女性創業支援資金の融通に伴う利子補給	令和6年度から令和9年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、年1.5パーセント以内の割合で計算した額
14	新型コロナウイルス感染症対策資金の融通に伴う保証料補給	令和6年度から令和7年度まで	融資総額50,000,000千円を限度とし、年0.2パーセント以内の割合で計算した額
15	若者・女性創業支援資金の融通に伴う保証料補給	令和6年度から令和7年度まで	融資総額500,000千円を限度とし、個人の場合にあっては年0.45パーセント以内、法人の場合にあっては年0.65パーセント以内の割合で計算した額
16	いわて事業承継促進資金の融通に伴う保証料補給	令和6年度から令和7年度まで	融資総額80,000千円を限度とし、年0.65パーセント以内の割合で計算した額
17	離職者等再就職訓練事業	令和6年度から令和8年度まで	111,221千円
18	公益社団法人全国農地保有合理化協会が公益社団法人岩手県農業公社に融資した資金について元利金の償還がない場合の不足額の損失補償	令和6年度から令和16年度まで	融資総額177,650千円を限度とし、元本及びその約定利息（遅延利息を含む。）に相当する額以内
19	農業近代化資金の融通に伴う利子補給	令和6年度から令和26年度まで	融資総額3,746,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
20	中山間地域活性化資金の融通に伴う利子補給	令和6年度から令和31年度まで	融資総額10,200千円を限度とし、年1.6パーセント以内の割合で計算した額
21	農業経営負担軽減支援資金の融通に伴う利子補給	令和6年度から令和24年度まで	融資総額270,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
22	土地改良負担金償還平準化事業による資金の融通に伴う利子補給補助	令和6年度から令和17年度まで	融資総額52,180千円を限度とし、年1.625パーセント以内の割合で計算した額
23	水産加工経営改善促進資金の融通に伴う利子補給	令和6年度から令和9年度まで	融資総額12,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額

24	漁業近代化資金の融通に伴う利子補給	令和6年度から令和29年度まで	融資総額900,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
25	漁業経営維持安定資金の融通に伴う利子補給	令和6年度から令和24年度まで	融資総額260,000千円を限度とし、年1.25パーセント以内の割合で計算した額
26	生物工学研究所管理運営	令和6年度から令和7年度まで	134,000千円
27	農業大学校管理運営	令和6年度から令和7年度まで	82,000千円
28	かんがい排水事業	令和6年度から令和7年度まで	70,000千円
29	経営体育成基盤整備事業	令和6年度から令和7年度まで	2,760,000千円
30	中山間地域総合整備事業	令和6年度から令和7年度まで	105,000千円
31	基幹水利施設ストックマネジメント事業	令和6年度から令和7年度まで	222,000千円
32	農村地域防災減災事業	令和6年度から令和7年度まで	284,000千円
33	農村災害対策整備事業	令和6年度から令和7年度まで	110,000千円
34	林道整備事業	令和6年度から令和7年度まで	80,000千円
35	治山事業	令和6年度から令和7年度まで	230,000千円
36	水産流通基盤整備事業	令和6年度から令和7年度まで	716,000千円
37	空港管理運営	令和6年度から令和7年度まで	57,000千円
38	道路環境改善事業	令和6年度から令和8年度まで	7,045,000千円
39	除雪	令和6年度から令和7年度まで	12,000千円
40	凍雪害対策事業	令和6年度から令和7年度まで	33,000千円
41	道路維持修繕	令和6年度から令和7年度まで	10,000千円

42	地域連携道路整備事業	令和6年度から令和8年度まで	3,040,000千円
43	河川海岸等維持修繕	令和6年度から令和7年度まで	1,000千円
44	基幹河川改修事業	令和6年度から令和7年度まで	1,118,000千円
45	総合流域防災事業（河川）	令和6年度から令和7年度まで	313,000千円
46	砂防事業	令和6年度から令和8年度まで	2,160,000千円
47	砂防設備修繕	令和6年度から令和8年度まで	393,000千円
48	堰堤改良事業	令和6年度から令和7年度まで	207,000千円
49	ダム管理	令和6年度から令和7年度まで	6,000千円
50	都市防災総合推進事業	令和6年度から令和7年度まで	75,000千円
51	都市計画道路整備事業	令和6年度から令和7年度まで	460,000千円
52	公営住宅建設事業	令和6年度から令和7年度まで	279,000千円
53	河川等災害復旧事業	令和6年度から令和8年度まで	900,000千円
54	校舎建設事業	令和6年度から令和7年度まで	1,968,000千円
55	特別支援学校施設整備事業	令和6年度から令和7年度まで	1,883,000千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎管理	千円 227,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
地区合同庁舎管理	211,000	同上	同上	同上
職員公舎管理	25,000	同上	同上	同上
財産管理	16,000	同上	同上	同上
いわて情報ハイウェイ整備	43,000	同上	同上	同上
先端科学技術研究センター管理	71,000	同上	同上	同上
県税業務デジタル化推進整備	114,000	同上	同上	同上
地域振興総務管理	3,000	同上	同上	同上
いわて体験交流施設管理	24,000	同上	同上	同上
三陸鉄道安全輸送設備等整備	125,000	同上	同上	同上
県民会館施設整備	82,000	同上	同上	同上
スポーツ施設設備整備	196,000	同上	同上	同上
社会福祉総務管理	1,000	同上	同上	同上
社会福祉施設管理	14,000	同上	同上	同上
福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（社会福祉総務）	23,000	同上	同上	同上
障害者支援施設等整備	152,000	同上	同上	同上

老人福祉施設整備	千円 187,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
地域介護・福祉空間整備等施設整備	65,000	同	上	同
女性自立支援施設整備	2,000	同	上	同
福祉の里センター施設整備	1,000	同	上	同
福祉・消費生活関連相談拠点施設（仮称）整備事業（県民生活総務）	2,000	同	上	同
いわて県民情報交流センター設備	52,000	同	上	同
児童福祉施設等整備	150,000	同	上	同
療育センター管理	79,000	同	上	同
災害援護資金貸付金	8,667	同	上	同
環境衛生総務管理	3,000	同	上	同
脱炭素化推進	20,000	同	上	同
産業廃棄物処理施設整備事業促進	123,000	同	上	同
一般財団法人クリーンいわて事業団施設整備資金貸付金	1,473,000	同	上	同
環境保全指導事務	3,000	同	上	同
国定公園等施設整備事業	29,000	同	上	同
自然公園施設整備事業	32,000	同	上	同
鳥獣行政運営	3,000	同	上	同

環境保健研究センター管理	29,000	同	上	同	上	同	上
保健所管理	7,000	同	上	同	上	同	上
いわてリハビリテーションセンター設備整備	111,000	同	上	同	上	同	上
労政総務管理	3,000	同	上	同	上	同	上
認定職業訓練	53,000	同	上	同	上	同	上
公共職業能力開発校施設設備整備	40,000	同	上	同	上	同	上
農業研究センター管理	148,000	同	上	同	上	同	上
農業大学校管理	51,000	同	上	同	上	同	上
土地改良事業	2,571,000	同	上	同	上	同	上
農地防災事業	670,000	同	上	同	上	同	上
林道事業	812,000	同	上	同	上	同	上
治山事業	1,034,000	同	上	同	上	同	上
緑化センター管理	1,000	同	上	同	上	同	上
水産技術センター管理	9,000	同	上	同	上	同	上
漁港漁場整備事業	1,011,000	同	上	同	上	同	上
岩手産業文化センター設備整備	1,000	同	上	同	上	同	上
いわて銀河プラザ管理	1,000	同	上	同	上	同	上
地域づくり緊急改善事業	25,000	同	上	同	上	同	上
空港整備事業	916,000	同	上	同	上	同	上

道路橋りょう維持事業	千円 8,517,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。
道路橋りょう新設改良事業	6,819,000	同	上	同
河川改良事業	4,628,000	同	上	同
砂防事業	1,594,000	同	上	同
海岸保全事業	102,000	同	上	同
水防警報施設整備事業	75,000	同	上	同
河川総合開発事業	392,000	同	上	同
港湾建設事業	679,000	同	上	同
広域公園整備事業	90,000	同	上	同
街路事業	475,000	同	上	同
公営住宅建設事業	206,000	同	上	同
警察施設整備事業	965,000	同	上	同
交通安全施設整備	1,125,000	同	上	同
教育委員会事務局管理	3,000	同	上	同
高等学校校舎等建設事業	2,743,000	同	上	同
特別支援学校整備事業	321,000	同	上	同
生涯学習推進センター施設整備	27,000	同	上	同

青少年の家施設整備	93,000	同	上	同	上	同	上
野外活動センター施設整備	1,000	同	上	同	上	同	上
柳之御所遺跡整備調査	4,000	同	上	同	上	同	上
埋蔵文化財センター施設整備	34,000	同	上	同	上	同	上
美術館施設整備	33,000	同	上	同	上	同	上
公立大学法人岩手県立大学施設等整備	438,000	同	上	同	上	同	上
農地等災害復旧事業	24,000	同	上	同	上	同	上
海岸保全施設災害復旧事業	11,000	同	上	同	上	同	上
林道災害復旧事業	3,000	同	上	同	上	同	上
治山災害復旧事業	31,000	同	上	同	上	同	上
漁業用施設災害復旧事業	3,000	同	上	同	上	同	上
漁港災害復旧事業	74,000	同	上	同	上	同	上
河川等災害復旧事業	2,284,000	同	上	同	上	同	上
港湾災害復旧事業	25,000	同	上	同	上	同	上
学校施設災害復旧事業	9,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	1,092,000	同	上	同	上	同	上
計	43,972,667						

令和6年度岩手県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和6年度岩手県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ397,662千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 繰入金		千円 20,787
	1 一般会計繰入金	20,787
2 繰越金		210,066
	1 繰越金	210,066
3 諸収入		166,809
	1 貸付金元利収入	161,311
	2 預金利子	1
	3 雑入	5,497
歳入合計		397,662

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		千円 397,662
	1 貸 付 費	371,379
	2 貸 付 事 務 費	26,283
歳 出	合 計	397,662

令和6年度岩手県県有林事業特別会計予算

令和6年度岩手県の県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,064,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		千円 89,535
	1 国 庫 補 助 金	89,535
2 財 産 収 入		62
	1 財 産 収 入	62
3 繰 入 金		3,442,677
	1 繰 入 金	3,442,677
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		532,364
	1 諸 収 入	532,364
歳 入 合 計		4,064,639

歳 出

款	項	金 額
1 県 有 林 事 業 費		千円 4,056,639
	1 県 有 林 事 業 費	4,056,639
2 災 害 復 旧 費		8,000
	1 県 有 林 施 設 災 害 復 旧 費	8,000
歳 出 合 計		4,064,639

令和6年度岩手県林業・木材産業資金特別会計予算

令和6年度岩手県の林業・木材産業資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ816,548千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 553
	1 一 般 会 計 繰 入 金	553
2 繰 越 金		133,556
	1 繰 越 金	133,556
3 諸 収 入		682,439
	1 貸 付 金 元 利 収 入	460,403
	2 雑 入	222,036
歳 入 合 計		816,548

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金貸付費		千円 150,548
	1 貸 付 費	149,958
	2 業 務 費	590
2 木材産業等高度化推進資金貸付費		666,000
	1 貸 付 費	666,000
歳 出	合 計	816,548

令和6年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和6年度岩手県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001,242千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 172
	1 一 般 会 計 繰 入 金	172
2 繰 越 金		999,268
	1 繰 越 金	999,268
3 諸 収 入		1,802
	1 貸 付 金 収 入	1,800
	2 雑 入	2
歳 入 合 計		1,001,242

歳 出

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 費		千円 1,001,242
	1 貸 付 費	1,001,067
	2 業 務 費	175
歳 出	合 計	1,001,242

令和6年度岩手県中小企業振興資金特別会計予算

令和6年度岩手県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,163,554千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 13,747
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,747
2 繰 越 金		242
	1 繰 越 金	242
3 諸 収 入		1,149,565
	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,149,534
	2 預 金 利 子	17
	3 雑 入	14
歳 入 合 計		1,163,554

歳 出

款	項	金 額
1 小規模企業者等設備導入資金貸付費		千円 1,163,554
	1 貸 付 費	1,151,382
	2 貸 付 事 務 費	12,172
歳 出	合 計	1,163,554

令和6年度岩手県土地先行取得事業特別会計予算

令和6年度岩手県の土地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 33
	1 財 産 運 用 収 入	33
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		34

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 事 務 費		千円 34
	1 管 理 事 務 費	34
歳 出 合 計		34

令和6年度岩手県公債管理特別会計予算

令和6年度岩手県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,162,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		千円 86,179
	1 財 産 運 用 収 入	86,179
2 繰 入 金		92,137,942
	1 一 般 会 計 繰 入 金	91,137,942
	2 基 金 繰 入 金	1,000,000
3 県 債		82,938,398
	1 県 債	82,938,398
歳 入 合 計		175,162,519

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 175,162,519
	1 公 債 費	175,162,519
歳 出 合 計		175,162,519

令和6年度岩手県証紙収入整理特別会計予算

令和6年度岩手県の証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,381,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,381,791
	1 証 紙 収 入	3,381,791
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,381,792

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		千円 3,381,792
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,915,249
	2 歳 入 歳 出 外 現 金 繰 出 金	466,543
歳 出 合 計		3,381,792

令和6年度岩手県国民健康保険特別会計予算

令和6年度岩手県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,292,368千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 27,943,326
	1 負 担 金	27,943,326
2 国 庫 支 出 金		30,918,107
	1 国 庫 負 担 金	20,111,447
	2 国 庫 補 助 金	10,806,660
3 療 養 給 付 費 等 交 付 金		1
	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	1
4 前 期 高 齢 者 交 付 金		41,078,172
	1 前 期 高 齢 者 交 付 金	41,078,172
5 共 同 事 業 交 付 金		281,691
	1 共 同 事 業 交 付 金	281,691
6 財 産 収 入		68
	1 財 産 運 用 収 入	68
7 繰 入 金		7,026,610
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,354,468
	2 基 金 繰 入 金	672,142

8 繰越金		3
	1 繰越金	3
9 諸収入		44,390
	1 貸付金元利収入	44,351
	2 預金利子	1
	3 雑入	38
歳入合計		107,292,368

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 26,853
	1 総 務 管 理 費	26,364
	2 運 営 協 議 会 費	489
2 国 民 健 康 保 険 事 業 費		107,147,589
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	107,147,589
3 保 健 事 業 費		59,181
	1 保 健 事 業 費	59,181
4 基 金 積 立 金		44,420
	1 基 金 積 立 金	44,420
5 諸 支 出 金		12,147
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,147
6 繰 出 金		2,178
	1 繰 出 金	2,178
歳 出 合 計		107,292,368

令和6年度岩手県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度岩手県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ731,836千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 345,838
	1 使 用 料	345,838
2 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
3 繰 入 金		312,995
	1 一 般 会 計 繰 入 金	312,995
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
6 県 債		73,000
	1 県 債	73,000
歳 入	合 計	731,836

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		千円 117,005
	1 港 湾 施 設 整 備 費	117,005
2 公 債 費		614,831
	1 公 債 費	614,831
歳 出 合 計		731,836

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾施設整備事業	千円 73,000	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

令和6年度岩手県立病院等事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度岩手県立病院等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	事 項	業 務 の 予 定 量	
1 収益的収入及び支出	1 病 床 数	4,701 床	
	2 年 間 延 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	1,120,000 人	
	(2) 外 来 患 者 数	1,677,000 人	
	3 一 日 平 均 患 者 数		
	(1) 入 院 患 者 数	3,069 人	
2 資本的収入及び支出	(2) 外 来 患 者 数	6,903 人	
	1 病 院 建 築 工 事		
	(1) 宮古病院附帯設備改修工事	既存配管設備等改修	945,007 千円
	(2) 二戸病院冷房設備改修工事	冷房設備改修	110,459 千円
	(3) 久慈病院浸水対策工事	止水扉、止水板の設置等	61,541 千円
	(4) 久慈病院冷房設備改修工事	冷房設備改修	193,767 千円
	(5) 照明器具改修工事	既存照明器具をLED器具へ改修	361,763 千円
2 医 療 器 械	手術用ロボット手術ユニット等の購入	3,745,574 千円	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	119,911,658 千円
第1項 医業収益	102,024,181 千円
第2項 医業外収益	17,887,477 千円
支 出	
第1款 病院事業費用	121,735,532 千円
第1項 医業費用	119,394,240 千円
第2項 医業外費用	2,241,292 千円
第3項 予備費	100,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,875,259 千円は、過年度分損益勘定留保資金 5,875,259 千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	14,758,929 千円
第1項 企業債	7,881,000 千円
第2項 負担金	6,448,515 千円
第3項 補助金	429,414 千円
支 出	
第1款 資本的支出	20,634,188 千円
第1項 建設改良費	8,461,655 千円
第2項 企業債償還金	11,654,133 千円
第3項 投資	518,400 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
中央病院医療用酸素ガス供給 設備改修工事	令和 6 年度から令和 7 年度まで	105,000 千円
磐井病院及び南光病院自動制 御設備更新工事	令和 6 年度から令和 7 年度まで	252,000 千円
久慈病院浸水対策工事	令和 6 年度から令和 7 年度まで	424,000 千円
久慈病院冷房設備改修工事	令和 6 年度から令和 7 年度まで	286,000 千円
照 明 器 具 改 修 工 事	令和 6 年度から令和 7 年度まで	1,319,000 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院建築及び医療器械整備	千円 7,881,000	普通貸借又は証券発行。証券 発行の細目は、知事が定める。	年 9 % 以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入れる公的資 金について、利率の見直しを行 った後においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件による。た だし、財政の都合により償還年 限を短縮し、又は繰上償還をす ることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、14,300,000 千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	61,855,378 千円
(2) 交 際 費	1,000 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、31,281,652千円と定める。

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	(種 類)	(名 称)	(数 量)
取得する資産	医 療 器 械	手術用ロボット手術ユニット	1台
	同 上	超電導磁石式全身用MR装置	1台
	同 上	放射線情報システム	4台
	同 上	生理機能検査データ管理システム	1台
	同 上	手術映像記録・配信システム	1台
	同 上	線形加速器システム	1台
	同 上	手術室支援システム	1台
	ソ フ ト ウ ェ ア	電子カルテシステム	4式

令和6年度岩手県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度岩手県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

年間販売目標電力量

岩 洞 発 電 所	114,067,000 キロワットアワー
仙 人 発 電 所	101,370,000 キロワットアワー
四 十 四 田 発 電 所	68,482,000 キロワットアワー
御 所 発 電 所	56,504,000 キロワットアワー
滝 発 電 所	2,596,000 キロワットアワー
北 ノ 又 発 電 所	36,429,000 キロワットアワー
松 川 発 電 所	10,875,000 キロワットアワー
早 池 峰 発 電 所	7,425,000 キロワットアワー
稲 庭 高 原 風 力 発 電 所	5,676,000 キロワットアワー
柏 台 発 電 所	10,916,000 キロワットアワー
北 ノ 又 第 三 発 電 所	230,000 キロワットアワー
胆 沢 第 四 発 電 所	565,000 キロワットアワー
胆 沢 第 三 発 電 所	11,921,000 キロワットアワー
相 去 太 陽 光 発 電 所	1,514,000 キロワットアワー
高 森 高 原 風 力 発 電 所	51,610,000 キロワットアワー
築 川 発 電 所	10,470,000 キロワットアワー

計

490,650,000 キロワットアワー

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 電 気 事 業 収 益	9,739,233 千円
第1項 営 業 収 益	8,132,423 千円
第2項 附 帯 事 業 収 益	1,414,396 千円
第3項 財 務 収 益	85,427 千円
第4項 事 業 外 収 益	106,987 千円

支 出

第1款 電 気 事 業 費 用	9,408,354 千円
第1項 営 業 費 用	7,940,998 千円
第2項 附 帯 事 業 費 用	1,234,823 千円
第3項 財 務 費 用	11,774 千円
第4項 事 業 外 費 用	215,759 千円
第5項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額（資金運用に係る投資償還収入 200,000 千円及び投資 1,000,000 千円を除く。）に対し不足する額 3,362,957 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,595,419 千円、減債積立金 446,795 千円、建設改良積立金 349,372 千円、環境保全・クリーンエネルギー導入促進積立金 28,409 千円、震災復興・ふるさと振興パワー積立金 748,591 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 194,371 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入	250,523 千円
第1項 負 担 金	50,523 千円
第2項 投 資 償 還 収 入	200,000 千円

支 出		
第1款	資 本 的 支 出	4,413,480 千円
第1項	改 良 費	2,184,685 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	446,795 千円
第3項	投 資	1,000,000 千円
第4項	繰 出 金	777,000 千円
第5項	予 備 費	5,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
胆沢第二発電所発電所建屋改修工事	令和6年度から令和8年度まで	350,000 千円
仙人発電所1・2号水車用超音波流量計更新工事	令和6年度から令和7年度まで	39,000 千円
四十四田発電所水車発電機分解点検補修及び配電盤更新他工事	令和6年度から令和8年度まで	2,966,000 千円
御所発電所1・2号水車発電機分解点検補修他工事	令和6年度から令和10年度まで	3,450,000 千円
施設総合管理所集中監視制御システム更新工事	令和6年度から令和9年度まで	1,515,000 千円
松川発電所焼切川取水堰堤補修工事	令和6年度から令和7年度まで	91,000 千円
胆沢第三発電所水車発電機分解点検補修他工事	令和6年度から令和8年度まで	534,000 千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、50,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と附帯事業費用

(2) 営業費用と事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,228,220 千円

(2) 交 際 費 264 千円

令和6年度岩手県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度岩手県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 北上工業団地地内及び岩手中部（金ケ崎）工業団地の各事業所に対し、次のとおり給水する。

給水事業所数	21事業所
年間総給水量	15,436,215 立方メートル
うちろ過水量	5,584,500 立方メートル
一日平均給水量	42,291 立方メートル
うちろ過水量	15,300 立方メートル

(2) 主要建設事業

事業名	施行場所	事業費	事業概要
北上中部工業用水道建設事業	北上市地内	2,429,533 千円	浄水場工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	1,212,811 千円
第1項 営業収益	970,942 千円
第2項 事業外収益	241,869 千円

支出

第1款 工業用水道事業費用	1,645,582 千円
第1項 営業費用	1,550,716 千円
第2項 財務費用	94,325 千円
第3項 事業外費用	41 千円
第4項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 367,076 千円は、過年度分損益勘定留保資金 128,667 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 238,409 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,690,740 千円
第1項 企業債	2,150,500 千円
第2項 補助金	540,000 千円
第3項 雑収入	240 千円

支 出

第1款 資本的支出	3,057,816 千円
第1項 建設費	2,429,533 千円
第2項 改良費	261,527 千円
第3項 企業債償還金	366,756 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
第三浄水場高圧受電設備他更新工事	令和6年度から令和8年度まで	1,029,000 千円
金ヶ崎ろ過施設（第二期）配水池増設工事	令和6年度から令和8年度まで	397,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	2,150,500千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,151,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と事業外費用

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費	179,577千円
（2）交際費	50千円

令和6年度岩手県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度岩手県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 流域関連市町数 | 6市4町 |
| (2) 年間総処理水量 | 69,519,000 立方メートル |
| (3) 一日平均処理水量 | 190,463 立方メートル |
| (4) 主要建設事業 | |

事業名	施行場所	事業費	事業概要
北上川上流流域下水道及び磐井川流域下水道関係建設工事	奥州市地内ほか	1,461,450 千円	北上川上流流域下水道水沢浄化センター受変電設備ほか更新工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	8,860,283 千円
第1項 営業収益	4,738,406 千円
第2項 営業外収益	4,121,877 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	8,832,429 千円
第1項 営業費用	8,432,304 千円
第2項 営業外費用	380,125 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 901,537 千円は、過年度分損益勘定留保資金 154,699 千円、当年度分損益勘定留保資金 642,831 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 104,007 千円で補填するものとする。)

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		1,883,550 千円
第1項 企 業 債		755,700 千円
第2項 負 担 金		277,350 千円
第3項 補 助 金		850,500 千円
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		2,785,087 千円
第1項 建 設 費		1,461,450 千円
第2項 固 定 資 産 購 入 費		4,863 千円
第3項 企 業 債 償 還 金		1,318,774 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(事 項)	(期 間)	(限 度 額)
流域下水道管理に係る管理業務委託	令和6年度から令和9年度まで	6,340,000 千円
流域下水道管理に係る設備購入	令和6年度から令和7年度まで	12,000 千円
都南浄化センター汚泥処理棟建築付帯設備 更新工事ほか	令和6年度から令和7年度まで	140,000 千円
都南浄化センター1号ろ過設備更新工事	令和6年度から令和7年度まで	123,000 千円
都南浄化センター2号焼却炉運転操作設備 ほか更新工事	令和6年度から令和7年度まで	153,000 千円

江刺汚水中継ポンプ場主ポンプ設備更新工事	令和6年度から令和7年度まで	235,000千円
水沢浄化センター受変電設備ほか更新工事	令和6年度から令和7年度まで	291,000千円
一関浄化センター1系最初沈殿池設備ほか更新工事	令和6年度から令和7年度まで	351,000千円
一関浄化センター制御電源設備ほか更新工事	令和6年度から令和7年度まで	60,000千円
一関浄化センター機械濃縮機ほか更新工事	令和6年度から令和7年度まで	342,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	755,700千円	普通貸借又は証券発行。証券発行の細目は、知事が定める。	年9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、又は繰上償還をすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、756,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

200,999千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 流域下水道施設の維持等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、713,322 千円である。